

様式第 10 号 測量等業務委託契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第 41 条の 2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(_____第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(2)の 2 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書(第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(2)の 3 受注者が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項(第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)又は第 7 条の 7 第 3 項(第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項(第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)又は第 7 条の 7 第 3 項(第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第 41 条の 2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)_ _ _ _ _若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。</p> <p>(2)の 2 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書_____の規定による命令を受けなかったと認められるとき。</p> <p>(2)の 3 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項_____の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項_____の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。</p>